

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程（平成27年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(特例支給公署) 第2条 (略)	(特例支給公署) 第2条 (略) 2 <u>一般職員給与条例第27条第1項第2号の規定の例により寒冷地手当を支給する区域は、職員の在勤する公署に応じ、別表に掲げる区域とする。</u>

第2条 新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）を次のように改める。

別表（第2条関係）

所在地	公署
上越市	県立中央病院

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日において特例支給公署として指定されていた公署で、施行日において特例支給公署として指定されないこととなる公署に在勤する職員に係る寒冷地手当の額は、令和9年3月31日までの間、県の一般職員の例により計算した額とする。